

瀬戸市告示第 27 号

令和 4 年瀬戸市告示第 74 号（地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 27 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
2 指定納付受託者に納付させる歳入等		2 指定納付受託者に納付させる歳入 (1) <u>市県民税（普通徴収に限る。）</u> (2) <u>固定資産税及び都市計画税</u> (3) <u>軽自動車税（種別割に限る。）</u> (4) <u>国民健康保険料（普通徴収に限る。）</u>
歳入の種類	指定した日	
<u>国民健康保険料（普通徴収に限る。）</u>	<u>令和 4 年 7 月 1 日</u>	
		3 <u>指定納付受託者を指定した日</u> <u>令和 4 年 7 月 1 日</u>